

令和3年第1回定例会議事日程（第3号）

令和3年3月17日（水）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

岸 本 加代子 議 員

山 本 定 生 議 員

矢 岡 匡 議 員

横 川 清 一 議 員

令和3年第1回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令和3年3月17日	
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場	
開 会	3月17日 10時00分	
応 招 議 員	1 番 角畑 正数	6 番 太田 文則
	2 番 向野 倍吉	7 番 梅津 義信
	3 番 中家 章智	8 番 岸本加代子
	4 番 矢岡 匡	9 番 横川 清一
	5 番 山本 定生	10番 是石 利彦
不 応 招 議 員	なし	
出 席 議 員	応招議員に同じ	
欠 席 議 員	不応招議員に同じ	
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 花畑 明 教 育 長 江崎 藏 未来まちづくり課長 和才 薫 総務財政課長 瀬口 直美 住 民 課 長 永野 公敏 税務課長会計管理者 小原 弘光	福祉保険課長 守口 英伸 子育て健康課長 石丸 貴之 建 設 課 長 赤尾 慎一 地域振興課長 軍神 宏充 上下水道課長 奥家 照彦 教 務 課 長 別府 真二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	局 長 鍛冶 幸平 事 務 局 奥邨 厚志 書 記 小谷瀬鉄平	
町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり	
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり	

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） 会議に先立ち、議員及び執行部の皆様に議長よりお願いをいたします。発言は必ず議長の許可を得てから発言していただきます。また、不適當発言、不規則発言に御注意していただき、有意義な会議でありますよう皆様の御協力をお願いいたします。

また、本会議の質疑・答弁、説明など発言は、コロナ感染症予防対策の一環として、着座にて行っていただきます。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、向野議員、中家議員、2名を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（是石 利彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。

質問は通告の内容に沿ってお願いします。

また、質問の回数は、同一質問について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくお願いたします。

質問者の質問時間は、答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また答弁者につきましても効率的な議事運営への御協力をお願いいたしたいと思います。

時間の経過は議場内に表示されております。消費時間を確認し、厳守していただきます。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。今回は、5つのことについてお尋ねしたいと思います。

まず、1点目、新型コロナウイルス感染症対策の1番目です。PCR等への補助についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症の特徴の一つは、感染しても無症状である場合が少ないということです。市中感染を広げる要因でもあります。ワクチン接種が国内でも始まりましたが、今回のワクチンは感染しても発症しにくい、重症化しにくいというもので、検査を同時に拡充してこそ、終息への道が見えてくるのではないかと考えます。現在、PCR検査などには国県も含めて、

どのような状況の方にどのような補助があるのでしょうか、報告をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

PCR検査につきましては、新型コロナウイルス感染症の症状のある方や濃厚接触者と判断された方に対しましては、県保健福祉環境事務所や地域の医療機関での検査ができる体制が整っております。そういった方々につきましては、無償で検査ができるという状況になっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、報告ありましたけれども、結局今の国のそういった検査の在り方というのは、感染者が増えれば検査も増える。補助の関係でいえばですよ。そして、感染者が減れば当然検査も減るっていう、そんな状態だと思うんですね。この状態では、無症状感染者が多い中で、真の終息にはつながらないっていうふうに考えます。

全国的には自治体で、例えば広島だったと思うんですけど、一定の地域を区切ってそこで検査をずっと公的なお金を使ってやっていくとか、それから今福岡県もやっていますけれども、重症化しやすい高齢者の入所施設ですね、それと障害者の入所施設もと聞いているんですけども、その職員の皆さんのPCR検査をやったりとかしております。

こういった積極的な検査に対する取り組みが行政としては必要であるというふうに思います。私、これ確認なんですけれども、例えば地方自治体が独自に、そういった検査を独自にやったときに、それを国が行政検査として認めた場合には、国が2分の1を負担し、残りの2分の1については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これが直接的ではないけれども、基本的にはこれが充てられるというふうに聞いているんですけども、そこは間違いないでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

先ほど岸本議員が言われたように、新型コロナウイルス感染症のハイリスク者となる高齢者や障害者等が生活する施設に従事する方々についても、言われたように県の補助、福岡県独自のPCR検査が実施されておりますので、必要な方への検査体制は充実していると思います。

それと、補助につきましても今現在地方自治体の検査費用が補助対象になっておりませんので、2分の1国のほうから補助というような話は聞いておりません。先ほど言ったコロナ特別交付金の対象になるならないは、また今後十分検討していかなければ、費用の対象になるようであれば、そういったものも含めてしなければならないとは考えておりますが、今現在の態勢が整備されておりますので、PCRの症状のない方の臨床的な判断に基づかない検査につきましては自己負担

が当然発生してきますので、今現在は町のほうではそういった補助ということは考えておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私が調べた部分によると、国が地方自治体のそういったものに対して行政検査というふうな認定をすれば国が2分の1、残りの2分の1に対してもちょっと回りまわって地方創生臨時交付金が充てられるというふうなことを聞いたんですけども、その辺、私も確かめてみますけど、確かめてください。

そして、もしそうならばというわけではないんですけども、福岡県のそういった検査に対する補助ですね。今どういった自治体がやっているかというのをちょっと調べてみたんですけども、確かに障害者とそれから高齢者に対しては県が今やっていますよね。自治体独自にやっているところとしては結構あります。どういう人たちにPCR検査の補助をしているかという、八女市では65歳以上の方に対して2万円補助しています。65歳未満の方に対しては1万円、それから近いところでは田川市が高齢者または基礎疾患のある人に対して自己負担が6,500円になるまで、残りを補助しています。

結構あります。一番すごいなと思ったのが、中間市が自覚症状がなくて、希望する人には自己負担分が7,500円になるまで補助をしている。こういうところがあるんですね。先ほど言いましたように、補助がそういうものであるならば、結局町としては行政検査というふうにして、そういった検査への補助をすればいいんじゃないかなと思ったんですけども、そこはちょっと確かめた上で、補助がそういった国のあれがなくても、高齢者施設と障害者施設だけではなくて、例えば保育所とか学童保育所、学校いろいろあると思うんですね、そういった人がたくさん集まって、もしくは感染者が出ればクラスターになるような場所が、そういったところに対してぜひ検査への補助を行って、感染対策をしっかりとさせていただきたいと思うんですけども、その点どうでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 私どもで調べました近隣でも上毛町さんが補助とかしておりますが、財政事情ですね、財政が豊かなところはそういったことも可能ではあると思いますが、今後ふるさと納税等で町の財政が豊かになれば、こういったことも踏まえて十分な検討はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

先ほど来から、子育て健康課長が申しておりますように、今、岸本議員さんもおっしゃった地方創生の交付金の関係ですけれども、事務的には補助の裏今のお話であれば2分の1の国庫がついて補助裏という感じにはなると思うんですが、単独事業としての地方創生交付金というのは、国も第3次補正予算を組んでおりますので、吉富町にもそれは交付されるようになっております。ただ、それがあくまでも私たちの認識では町の単独事業への充当ということで考えておりますので、再度確認はしたいとは思いますが。

そして、最終的には交付金ですね、来年度以降また予算化していくことになるかとは思いますが、吉富町の中で国から下りてくる地方創生交付金ですか、それをどのような支援という形、どのような必要な事業に充てるかというのは、協議をして優先順位の中で決めていくことにはなるかと思っておりますので、基本的にこのPCR検査についての補助は子育て健康課長が答弁したというのが、町の基本的考えかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） もう3回目終わりましたよ。

○議員（8番 岸本加代子君） 終わりというか、次の。

○議長（是石 利彦君） 2問目、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私はいろいろ調べてみたいと思っておりますし、財政的にそういった補助があるのならばぜひ拡大してもらいたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

では、2点目です。町内業者のパーティションや消毒液など、感染症予防費用への補助についてお尋ねいたします。

先日、飲食業ではないお店に伺いました。お金を払おうとしてカウンターに伺ったら、それまでにはなかった置き型式のパーティションが設置されておりました。これ感染予防のためですねって、これって幾らぐらいするんですかって聞いたら、約5,000円って言われました。そこの方が、横に消毒薬が置いてあったんですけど、これもこの消毒液もばかにならないんですよって、私たちには何の補助もないんですかみたいなこと言われたんですね。確かに、そうだろうなと思いました。

現在、現実としてこういった飲食業ではない業者に対しての感染予防のための取組への補助というのは県、国含めてあるんでしょうか。つまり、感染予防っていうのはパーティションとか、消毒液とかですね、そういった類のものに対しての補助とかいうのはないんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） お答えいたします。

現在、コロナ禍におきまして、事業所の皆様も大変苦しい状況であることは町も重々認識をしているところでございます。また、新しい生活様式に対応すべく町民の皆様方をはじめ、事業者

においても感染予防対策を徹底していただくことが、皆様が安心して生活し、営業活動をする上で欠かせないものであるということは、町も皆様の思いに寄り添えるようなできる限りの支援をしたいと考えているところでございます。

岸本議員がおっしゃる飲食店以外の助成につきましては、現在、福岡県の経営革新実行支援補助金（感染防止対策）というものがございます。こちら募集期間が令和3年3月1日から9月の30日の間でございまして、補助内容は上限が50万円、補助率が4分の3となっています。また、対象の経費といたしまして、消毒費用としまして消毒液であったり、飛沫対策費用としまして、アクリル板、そちらの設置等もできるところでございます。ただし、こちらは県知事の経営革新の認定を受ける必要もございますので、商工会等で支援もしているところでございます。

また、直接的な感染防止対策の予防措置ではないんですが、町もこれまで事業者の方々と協力しながら行ってきた事業が3点ございます。まず、事業継続の下支えを目的に、前年度同月期の収入が15%以上収入した事業者のうち、国県の給付金の対象とならない方に、最大20万円を支援する事業者応援給付金の事業を行いました。

次に、町内の消費需要を喚起することを目的に、エールスタンプラリー、それとプレミアム付き商品券事業を行いました。プレミアム付き商品券事業につきましては、過去最大の発行額1億円、プレミアム率3割としております。また、先ほど言われましたように、飲食店以外の小規模事業者の方にも資金が十分回るように小規模事業者応援券というふうに限定する券を用いることで、今までになかったような消費喚起であったり、顧客の増加ということも認められております。

現在、このような事業者支援を行ってきたところではございますが、昨年の12月頃に町内事業者における感染予防対策支援の協議を商工会と行ったところでございます。その結果、状況を十分判断しながら本当に必要なタイミングで必要な措置を検討するということになりました。現在、消毒液も昨年と比較しますと、価格的にも少し若干入手しやすい状況になっていると考えております。

また、事業者におかれましても事業者様の努力におきまして、必要な箇所には常にパーティション等の感染防止対策を行われているところがほとんどだと感じております。このようなことから、今後はコロナ対策支援としましてワクチン接種も今から始まるところでございます。状況にも変化が現れ、また商工会による確定申告業務等も行っておりますので、事業者へのコロナウイルスの影響も客観的、また定量的に判断できる状況になってくると思います。これらの状況を踏まえまして、必要なタイミングで必要な措置が行えるよう、商工会や議員の皆様方に御相談させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） こちらの答弁の一番最初のところなんですけど、そうすると県にはこういった業者さんのいわゆるパーティションとか消毒液とかに対する補助が申請すれば受けられるっていうことですね。2回目なので、ということかっていうことと、その周知っていうのは少なくとも私の行ったところの方は御存じなかったんですよ。どうなっているのか、お願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 地域振興課長、簡潔にお願いします。

○地域振興課長（軍神 宏充君） こちらの、まず認定でございますが、あくまで経営革新事業というものの認定が必要になっております。こちらを受けた上で、感染防止対策の事業が受けられるということになっております。また周知につきましては、今後、町のホームページや広報等で周知の徹底を図りたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ちょっと、今後ということは今までしていないということ。

○地域振興課長（軍神 宏充君） いや、これは。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 聞き取りにくかったんですけど、経営革新事業という認定を受けなければこれはいただけないということですね。それって、ちょっとよく分からないんですけども、とても難しいものなんでしょうか。もしくは簡単であるならば、皆さん知ればするだろうと思うんですけど、これは困難なものなのかどうか、ちょっとお聞きしたいって思うのと、先ほどこの申請期間が3月1日から9月までっておっしゃいましたかね。その後は、どうなるのかなと今思っ、そしてこの県の事業、非常に受けるのが困難であるのならば、町独自にでも幾らかでも補助ができたらいいのかなと思うんです。今、3つ言いましたよね。もう一つ、今この県の事業を受けていらっしゃる業者さんというのは、町内に幾つぐらいあるんでしょうか。4つ目、4つお願いします。

○議長（是石 利彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） こちらの経営革新事業でございますが、新商品の開発であったり、役務も新技術の開発ということがありますので、比較的敷居は高いのではないかというふうと考えております。これまで、町の要綱の中で経営革新を受けた者に助成するっていうものがありまして、こちら平成25年から現在まで累計8件の事業者の方が認定を受けております。

また、町独自の補助金でございますが、先ほども財政課長が申しましたとおり、今後、感染対策予防の地方創生臨時交付金のほうが、有効な活用、最も優先順位等ありますので、こちらを近隣の状況を鑑みながら、一番必要なときに必要な措置ができるような形で検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の課長の答弁によりますと、敷居が高いかなと。今現実にパーティションとか、消毒液とかはお金が発生しておりますし、福岡県では緊急事態宣言が解除になりましたけれども、全般的にやっぱり皆さんそうだと思うんですけど、外出を控えていると思うんですね。そうなりますと、住民の購買力も減っています。

来年度の税収見込みとかにも表れていますように、業者さんの収入っていうんですか、もうけっていうんですか、減るのは分かっていますので、ぜひここは業者の営業を守るという立場と、そして感染症を広げないという立場から、補助を検討していただきたいなと思っております。

では、3番目に行きます。3番目は、国保の傷病手当金の対象に事業主を加えることについてお尋ねいたします。

政府は、新型コロナウイルス感染症対策として、感染の疑いのある国保利用者に自治体が傷病手当金を支給する場合、その全額を財政支援する特例を措置しています。しかし、対象はあくまでも給料をもらっている人とされ、事業主は対象外とされています。これでは事業主は救われませんし、安心して、かかった場合に療養することもできないと思います。

全国的には今年1月の段階で、傷病手当金あるいは見舞金の対象に事業主を加えた自治体が19あります、今後恐らく広がっていくのではないかと予測されます。本町でも今後感染した住民をしっかり保護する。そして、その感染した住民の方が安心して療養できる環境が必要だと思います。この立場からお聞きしたいんですけど、本町の国保加入者の中で事業主という方は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 今、御質問の中になかったので、その数はここに持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 変えます。いいですか、質問を変えますか。

○議員（8番 岸本加代子君） いや、いいです。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 事業主の方がいらっしゃるというのは分かっていることなので、たとえ1人であってもそれは大事なことだと思いますので、質問しておきます。

以前この問題、補正予算、委員会での補正予算のときに、この問題とり上げたんです。そのときは、今後の問題として、その時はあれだけけれども、今後については内部のほうで検討する必要があるんじゃないかなというふうな思っておりますっていうことでした。

吉富町でも数人の感染者の、このときまだ誰もたしか出てなかったと思うんですね。感染者の方が出ました。今、感染者の方というのは減ってはいるんですけども、今変異ウイルスも感染も広がっておりますし、今後またどうなるか分からない中で、いろんな方がかかられると思うんですね。その中でやっぱり事業主の方、安心して休めるように手当金の中にぜひ入れるようにしていただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 傷病手当につきましては、給料の代わりに所得補償という側面でございます。事業主につきましては、先ほど地域振興課長が答弁したとおり、そういった保証がございますので、これはあくまでも雇われている者、給料をいただいている方に対する傷病手当という特例で設置しておりますので、今後も事業主につきましては、そういった違う形の支援で行いたいと、行くべきだというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 立場だけでも私は共有できたらいいかなと、今日は思ったんですけども、今の答弁ですと立場も共有できないっていう感じなんですけど、全国では19の自治体が、これは事業主を入れるべきだというところではしているんですね。とても残念な答弁なんですけれども、私はその委員会の席上でも申したんですけどね。仮に事業主がかかされた場合、その人は休まないといけませんよね。恐らく、吉富町の業者さんの中でやっぱり従業員と一緒に働いていらっしゃる方、かなりいらっしゃると思うんです。自分が休めば、その分誰か人を雇い入れなければならない。先ほど持続化給付金という話はあったんですけど、持続化給付金で足りませんよ。それで十分ということは絶対あり得ない。そういうところも含めてぜひこれ回答してもらえないと思うんですけども、もう一回お願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 先ほどから申し上げていますが、所得補償、これも100%もらうこともできません。3分の2ということでございますので、そういった意味で事業主の方がコロナに感染されてお休みになっても100%というのはないかなというふうには思っておりますので、補償はできるだけしたいというところではありますので、対象としては今のところは考えていないということでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 非常に残念な答弁ですけども、今後に期待したいと思います。また、議論していきたいと思っております。

では、4番目です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員に「よしとみまち」とお願いします。

○議員（8番 岸本加代子君） 分かりました。すみません。4番目は、大きな2番目です。国保の減免についてお尋ねいたします。

国保の均等割の減免についてです。国民健康保険制度には欠陥があります。国保税に協会健保にはない平等割、均等割があることです。数年前、全国知事会は約1兆円の財源を国が立てて、これをなくすことを訴えてきました。

均等割は少子化傾向を脱することができていない現状にあつて、子供の誕生と同時に国保税が高くなるわけですから、子育て支援に逆行するものとも言えます。こうした中にあつて、国は令和4年度から未就学児に均等割の2分の1を交付するとしています。これは、国もその欠陥を認め、その解決に向け足を踏み出したものと考えられます。地方自治体としては先行して取り組むべき課題だと思います。

本町では、令和2年度に限ってでしたけれども、コロナ禍の中、18歳までの均等割を減免する取組がなされ、大変評価されたかと思います。まず、国保の欠陥という言葉が適切かどうか分かりませんが、一つとして均等割が子育て支援に逆行している。この認識は共有できるでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 国民健康保険の財源は、国民健康被保険者の国民健康保険税、あと国、県、町からの交付金という形で賄われております。

非常に、国民健康保険税の財政は厳しいところがございますので、そういった形で均等割、人数に応じた負担をお願いしているところでございます。社会保険であれば、会社等からの2分の1の補助がございますが、そういったものは先ほど申した国、県、町の補助があたると思うんですけども、十分な補助ではないというふうには思っています。そういった厳しい状況でございますので、やはり人数に応じた応能、応益的な負担をしていただくのは致し方ないかなというふうに思っています。それが、子育てに逆行するかということは、それはちょっとどうかなというふうに思います。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 協会健保にはこれがなくて、国保の特徴的なものなんですね。国保に入っている方は所得割と同時にまたこれも払わないといけない。協会健保には子供が生まれたからといって、保険料が上がることはありませんし、人数によって保険料が上がることはありません。この辺ってというのは、一国民として見たら本当に矛盾だと思うんですね。それでこそ、

全国知事会が国がお金をかけてここはなくすべきではないかということを言っているんだと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか、執行部としては共有できないんでしょうかね。これが1つと。

この問題も、私以前に触れたことがあります。令和2年度だけではなくて、3年度も続けられないだろうかということですね。そのときに、答弁では、財源の問題でお金があればというような答弁だったと思うんですけど、先日の委員会の席上だったと思うんですけど、今年度で、令和2年度のこれにかかったお金は190万という報告だったと思うんですけど、でも、190万ならば本町の財政にとってはできるんじゃないかなというふうに思うんですね。

それは、それが必要だと思うからそれは使うんですね。だから、先ほど、さきに申しました国保の矛盾ですよ、矛盾。協会健保にはないものがある。ここところが認識されて、そしてこれは必要だということこの190万を何とか捻出しようという道筋になると思うんですけども、その辺のところでもう一回どうなんでしょう。私はそう思っています。必要なので、子育て支援にもそれはつながるし、だから190万を何とか捻出していきたいというような思いで質問しているんですけど、そこはどうでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 国民健康保険は、国の国民健康保険法に基づいて実施をしております。法定外の国民健康保険への繰り入れ等も認められておりますけれども、そういったところが今回の190万になるんですけども、これが子育て支援につながるかどうかというのは、ゼロではないかとは思いますが、町独自の施策になりますので、よそにないことでございますので、ゼロではないかと思いますが、まだ違った方面にも必要なものがあると思います。

財政が許せば、こんなのもやっぱりすべきだと思うんですけども、今、そういった財政が本当に余裕があるというような状況でもない、全然ないというわけではない。逼迫しているというわけでもないとは思いますが、余裕があるとは言えないというふうには思っておりますので、まずそういった財政を立て直して、そこから検討していく課題ではないかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3回目ですよ、これ。

○議長（是石 利彦君） そうですね。

○議員（8番 岸本加代子君） そしたら、ちょっと幾つかお聞きしたいんですけど、例えば来年度、令和4年度からは国が未就学児の均等割に対して2分の1を交付するとしています。そのときに、うちもやっぱりそこに乗っかるんだと思うんですけど、その辺どうかということと、そこ

を踏まえたときに例えば1年前倒しでそれをやるとか、先ほど私は18歳という年齢を言いましたけれども、例えば子育て支援を考えるのならば12歳とか15歳とか、小学校なり中学校ですね。その辺で区切って財政を何とか工面して支援していくところではどうでしょうか、2点ですね。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 令和4年度から就学前の児童に対する5割軽減、これにつきましては当然町も国の制度ですので行っていくことになると思います。しかし、これに対しましては国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の負担というふうになっております。町についても、交付税措置がなされるというふうになっておりますので、実質的な負担はない。国からの助成金に基づいて、国からの財源に基づいて実施するものでございますので、町独自はないというふうに思っております。それはもう今まで答弁したとおりでございます。財政が許せばすべきものはしなければいけないというふうに思っています。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 国が、私が町が出した分に対して交付税措置されるということを知らなかったんですけど、そういったことを聞いて思うことは、国は本当にこの国保税の矛盾を、欠陥を改善しようとしているんだなというふうに思いました。

今日は前向きなというか、私が期待した答弁は得られなかったんですけども、この辺はぜひ今後検討していただきたいなと思います。議論していきたいと思います。

では、最後の問題に行きます。3番目ですね、大きな3番目、高齢者へのはり・灸、入浴への補助についてお尋ねいたします。補助に理美容を加えて一本化し、必要な支援を受けられるようにすることについて、お尋ねいたします。

現在、高齢者福祉政策として、町は様々な取組、住民サービスを行っています。その中に、入浴助成、それからはり・灸マッサージへの助成があります。70歳以上の方が対象となっており、いずれも町内業者を使用した場合に限られています。高齢者福祉と町内経済の循環、活性化を目的としたものだと考えます。ところが、時代の変化とともに状況が変わり、せつかくのサービスを利用する方が少ない、知らない方が多いというのも実情です。

まず、この2つのサービスについての目的と対象者の何%が利用していただけるのか、実績の報告をお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） お答えいたします。

高齢者へのはり・灸・マッサージ施術、入浴への補助については、健康保持と体交予防を目的

とし、70歳以上の高齢者に対して利用券を交付しています。補助の額ははり・灸・マッサージ施術については、利用券を月3枚まで1枚当たり500円を補助、入浴については利用券を月10枚まで、1枚当たり80円を補助しています。

本年の補助金額の見込みははり・灸・マッサージで、年間90件の4万5,000円、入浴は年間6,430件の51万4,400円の補助を見込んでおります。これらの事業の財源は、地域福祉基金の利息を充当することになっており、制度を開始した当時の高金利の時代では利息で事業費を全て賄っておりましたけども、低金利の現在、基金残高が1億224万2,000円あるんですけども、年間の利息は1万252円しかない状況であります。

また、はり・灸・マッサージと入浴については、後期高齢者医療制度の特別調整交付金の対象となり交付金がありましたけども、入浴については平成29年度から対象外というふうになっており、はり・灸・マッサージに対する交付金はそれしか今現在ありません。それも例年1万5,000円程度ということになっておりまして、この事業の財源はほとんどが一般財源で賄っている状況であります。

理美容については、平成19年度までは補助を行っておりました。平成18年度までは70歳以上の高齢者に対して利用券を1月1枚、1枚当たり500円の助成、平成19年度に変わって、2か月に1回、1枚当たり500円の助成に減額をいたしておりましたけども、平成20年度から補助を廃止いたしております。

1月1枚の利用券を交付していた平成18年度は年間利用件数は6,450件、補助金額322万5,000円、2月に1回利用券を交付した平成19年度は利用件数が3,440件の補助金が172万円という支出をいたしております。このように、理美容の助成は当時においても財政面の負担が非常に大きいものでありました。髪の毛をカットすることで気分がよくなり、気持ちの面で健康保持が図られるものでは私も思うところではございますが、今は財政の立て直しを図ることが最優先課題でございますので、現時点では補助をすることは考えていませんが、財政が許せば、これも検討したいというふうに思っています。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回、これも私、前も言ったんですけども、取り上げたのは、例えばお風呂にしても、マッサージ券にしても必要な人と必要でない人として、例えば入浴券10回で800円ですよね。そしてマッサージ券が1,500円になりますよね。そうすると2,300円の中で、例えばお風呂には10回じゃなくてもっと使いたい。マッサージ券は要らない。あるいはお風呂の券は要らないんだけど、マッサージにもう一回行きたい。そういう人たちが自由に自分が求める支援が受けられたらいいかなと思ったんですね。そういうものを提案し

たわけです。

それから、理美容券については廃止されて数年間の間、もう300円でいいからできないだろうかという声をよく聞きました。この理美容券をたくさんの方が使っていたというのが今の報告で分かるんですけど、必ず要りますものね、これは必要なものなんですね。それを、単に気持ちがいいだけではなくて、やっぱり美容院なり、理容院に行けば出かれますし、そこで人と話をする。気分爽快になるということは健康にとってもつながるということで、これも入れたらいいかなと思いました。

正直、今課長報告された財源の基金の問題だとか、そこを使っているということを私はすみません、知りませんでした。だから、そこはよく分かりました。私の思いは、さっき言いましたように必要な人が必要な支援を、お金の範囲以内で受けられたらいいかなと、そういう思いです。

私もまた研究したいと思うんですけども、先ほど財源が許せば理美容のことも考えてくださるということでした。何か方法を考えたらいいかなと思うんです。生活っていうか、状況が変わっていますよね。昔に比べたらお風呂の問題にしても、いろんな問題がですね。町内の経済の活性化にもつながることなので、一番最初に言った必要な人が必要な支援を受けられる一定の財源の中で、そういう方法をぜひ検討してもらいたいと思うんですけども、その点についてだけお願いします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 本当に財源があればそういった施策もすべきだなと、したいというふうに思います。

本当に必要な施策というふうに議員さんおっしゃいましたけども、それをいかに把握するかということも大切だというふうに思っております。そういった意味で今、社会協議会と共同で住民の方への希望調査等も行っております。そういった希望が、今のところ理美容については見ておりません。そういった希望があれば財源、あとはもう財源です。財源を確保できれば必要なものを必要な施策を打っていかねばいけないというふうには思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私も住民の皆さんにいろいろ聞いてみて要求を把握していきたいなと思います。ぜひ、今後も検討していただけますようお願いいたしまして、今回の質問を終わります。

.....

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 皆さん、おはようございます。2019年12月初旬に中国の武

漢で新型コロナ感染者が報告されてから、僅か数か月ほどの間に、パンデミックと言われる世界的な流行となり、早くも1年が過ぎ、この間、住民は感染を恐れ、また政府や自治体の自粛の要請に従い、巣ごもり生活を余儀なくされた。住民の特に高齢者は早くワクチンをと願い続けていて、やっとワクチンの供給と国内接種が進められると発表がされたが、ワクチン接種による副作用や安全性について、あおるようなマスコミやメディアが目立ち、住民が不安視をしている。そもそもワクチンとは、病原性を弱めたウイルスの生ワクチンや、病原性をなくしたウイルスの一部を使う不活化ワクチン、そして今回はウイルスのDNAから作られたメッセンジャーRNAワクチンです。これらを体に入れることで自分自身の免疫力をつけるものなので、ことの大小はあれど、何らかの体の反応はあるのがワクチンです。しかし、今回のこの新型コロナは高齢者や持病を持つ方の重症化や病床リスクがすごく高く、今回のワクチン接種による有効性は高いと考えられる。すでに海外では数千万人の接種実績があり、科学的に安全性が確認されております。ぜひ、本日の質問で住民の皆様が安心していただき、賢明な判断ができますように、丁寧な説明の答弁をお願いして通告に移ります。

1、新型コロナワクチンに関して。町におけるワクチン接種の予定、段取りについて。国からの指針などと、町で考える予定と方法など全般としてお聞きします。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

町内におけるワクチン接種の予定、段取りについてでございますが、予定では4月下旬に国のほうからワクチンが届く予定となっております。段取りにつきましては、先月の2月22日に予防接種会場のシミュレーションを行い、接種会場を吉富町武道館でシミュレーションを行いましたが、少し手狭と考えられましたので、密を避けるため、今回吉富体育館のほうで実施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） それでは、時期ですね。今、4月の下旬頃と言われましたが、その後の時期、時期ですね。と、あと対象者と、その順番、いわゆる、日程と医療従事者、高齢者、基礎疾患患者、妊婦、未成年とまあ、いろいろあると思うんですが、順番などそういうものがありましたら、教えてください。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

4月下旬に1箱ワクチンが届く予定のため、5月上旬から、高齢者から接種を予定しております。

対象者と優先順位は、現時点では、今現在ですね、最初に医療従事者、今、国のほうで推し進めておりますので、開始しております。

次に、昭和32年4月1日以前に生まれた65歳以上の高齢者の方、3番目に高齢者以外で基礎疾患を有する方や、高齢者施設等で従事されている方、最後にそれ以外の、今現在は、16歳以上の方ということで、順番が国のほうから示しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今回のこの対象者の中で、先日の説明でだいぶ聞いたのは、聞いたのですが、未成年者、どこまでかと、妊婦さんをどうする形になっているのかそこをお聞きしたい。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 国のほうの指示では、今現在16歳以上の子供ですね。未成年者は、まだ検証がでておりませんので、まだ15歳以下につきましては、接種の範囲には入っておりません。妊婦さんにおかれましても、まだ検証ができておりませんので、打ってはだめということではありませんが、その辺のところは今後検証されていくのではないかとというふうを考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） もう1点、医療従事者の中には、介護施設、デイケアですとか、デイサービスといろいろありますよね。あと、老人ホームとか、どこまでが含まれるのか。ちょっとそこをお聞きしたい。予定しているのか。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 先ほどお答えいたしました、高齢者以外で基礎疾患を有する方や、高齢者施設等が、今現在、3番目になっておりますので、あくまでも医療従事者とは、病院系、それとか薬局系の方たちがそれに該当するので、ただし、高齢者施設でも医療関係があるところは、医療従事者というふうに認められておりますので、そういった方たちは接種ができるというふうになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 続いていきます。

個人の費用負担ですね。一応無料というふうにお聞きしているんですが、本人の負担が出るようなことがあれば、その部分と、あと、町において、これは先ほど言われている地方創生交付金

とか、コロナ交付金が入ってくると思うんですが、それ以外で町が持ち出さないといけない財政負担とかがあるのか、ここらへんについて教えてください。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

個人負担はありません。全額無料となっております。接種にかかる費用については、全額国の補助となっておりますので、町に対しても、町の負担もありません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 続いていきます。

接種場所までの各自の移動方法ですね。これは、吉富町は縦3キロ、横2キロと大変狭い町ではあるんですが、これは高齢者の方は特に気になるところじゃないかなと思うんで。その辺について、町として、今のところどういう方法を取りたいか、取ろうと思っているか、あるのであれば、それを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

ワクチン接種につきましては、クーポンを発送しての予約制となっておりますので、基本的には個人の方で来ていただくというふうに考えております。

町内には、吉富町の巡回バスや、今回広報でもお知らせしております、4月から開始されるデマンド型乗り合いタクシーを利用して、個人で利用していただきたいというふうに考えております。

ただ、自主防災組織等が町内に全域にありますので、そういった方たち等のボランティアの方々にも、お声かけをさせていただき、円滑な誘導に対して御協力願いたいと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今言われた、巡回バスとデマンドタクシーが始まるので、これは利用しないともったいないなと思うんですけど、密の感染予防というのは、これは町の者が指導はされるのかそこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 移動に関しては、当然、密を避けていただきながら移動をしていただきたいというふうに、お願いはしなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 業者側に、運行者側に。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 当然、業者のほうにも、そういったことのお願いをしていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 例えば、受けたくない方というのも出てくると思うんですね。個人の自由というんでしょうけど、自由意志ではあるんですが、やはり受けない方が増えるというのは、その分だけリスクが高くなってくるんで、そこの対応をどう取られるかと、町としてどうしていくか。

逆に、対象外で受けたいと申し出る方、例えば、さっき言った、順番が1番、2番、3番目に接種する方の中で、「どうしても、私は早く打ってほしい」と言ってくるような方もいるでしょうし、例えば、住民票は東京とか福岡とかにあるんだけど、私はやっぱり向こうが怖いからと、こっちに帰ってきている方とか。逆の場合もしかり。そういう方が、もしいた場合に、吉富町で受けることができるのか、そこらへんの、いわゆる吉富町に住民登録されてない方でも、受けることができるのかどうか、そこら辺を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 今回の予防接種におきましては、山本議員が言われるように、努力義務のため、受けたくない方に無理にお願いするものではありません。しかしながら、町のほうからは、十分に予防接種の効果と必要性、副反応やその後の対応等を詳しく説明しながら、一人でも多くの町民の方々に、安心して受けていただくよう努力していきたいという考えであります。

それと、対象外の方の要望に対しましては、対象外者の状況を判断した上、適切に対応を行っていききたいというふうに考えております。

予防接種の対象者におきましては、確保できるワクチンに限りがあることから、国が接種順位を決め、実施しているところです。早く受けたいからといって順位を無視することはできませんが、基本的に基礎疾患を有する方や高齢者施設職員など、国が認めた方については、年齢的な優先順位よりも早く受ける機会があります。

それと、町外の、例えば先ほど言われた、東京等におられる方が吉富の町のほうに帰ってきて接種を受けたいという場合におきましても、クーポン等があれば、そういったことが可能というふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ちなみに、逆の場合に、吉富の方がよそで受けることはできるんですか。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） その辺につきましては、今度おられる場所にそういったことが可能かどうかということを確認していただけないと、一応、町内全員、今住民票のある方全員にクーポンは発送します。宛先不明とかで戻ってきた場合には、その後調べられる限り調べて、クーポンはそちらのほうに配送したい、発送したいというふうに考えております。そして、あとはそのクーポンを受け取って、その方が、例えば大阪とかで受けられるかどうかというのは、またそこの行政の判断によることになると思います。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 分かりました。実際に、薬自体が届いてないので、これはなかなか町としても答えにくい部分があるんだなと思いますが、住民が待ちこたえてますので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

今日は、町の安心・安全に関する質問をやっておりますので、続いて2番、大きな2番のほうに移りたいと思います。

新しく配布されました、ハザードマップですね、先日このもらったばかりのですね。これについて、ちょっとお聞きしたいのですが、今回のハザードマップの中で、高潮ハザードマップという部分が、これ見る限りでは、町内全域が3メートルから10メートルの範囲で、町が完全に水没するんじゃないかと思うような感じというふうに、住民は捉えてしまうと思うんです。私たちが最初に見たときに、町全滅するののかと思ったぐらいなんです。

これについて、ここには書きづらいでしょうから、分かりやすい説明をしてほしいと思うんです。よろしくをお願いします。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 今回、ハザードマップを新しく作成をいたしました。その経緯から少し説明をさせていただきたいと思います。

今回作成いたしましたハザードマップ付の防災パンフレットは、前回は平成26年3月に作成しておりますので、7年ぶりの作成となります。ハザードマップを作成する際には、災害規模の被害想定をして作成をしなければならず、令和元年度におきまして国、県から、先ほど議員がおっしゃいました各種のですね、ハザードマップの想定が出そろいましたので、今年度作成をすることとなりました。

以前はですね、前回の防災パンフレットでは、佐井川の洪水、30年度に追加で津波のハザードマップ、この2つを載せた防災パンフレットとなっておりますが、今回は山国川の洪水、佐井川の洪水、津波の発生、そして先ほどお話のありました高潮、この4種類のハザードマップに、町内数か所土砂災害の警戒区域もございますので、それを加えた図面を両面印刷させていただいて添付したパンフレットを作成いたしております。

議員が御質問いただきました、高潮によるハザードマップについてですが、確かに、これは福岡県が作成したものでございますが、想定される最大規模の高潮により氾濫が発生した場合の、浸水区域及び最大の浸水の深さを表示した図面となっております。町のほうに想定の裁量ではなく、これは県が想定した数値をそのまま使わせていただいているという状況でございます。

議員がおっしゃいましたように、海岸に近い高浜、喜連島、小犬丸地区では確かに3メートルから5メートルの高潮がやってくるという想定になっております。また、山国川の遡上を想定してだろうと思いますが、昭和、広津、幸子古地区でも、この高潮の浸水が0.5メートルから3メートルというふうに想定をされております。

ただ、高潮の想定なんです、例えば3メートルから5メートルという数値が出ているところにつきましても、ちょっと分かりやすく言いますと、単純に5メートルの一定の高潮が羊羹みたいにぐっと押し寄せてくるということではありませんで、国・県のほうに確認をいたしましたところ、高潮が、津波のように遡上してきたときに、ものを乗り越えてくる、瞬間的にぐっとものを乗り越えていく、その高さ、その最大の高さ、それを想定をして計上しているということですので、3メートルから5メートルということではありますが、瞬間的にその高さになることがあるということがございますので、ずっと5メートルの潮が居続けるというものじゃないというふうに聞いておりますので、十分に注意を払っていただきたいとは思っておりますが、必要以上に不安をあおることもないのではないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今、大体その点をお聞きしたかったのです。

吉富町の場合は、津波想定で4メートル以下で、実際は3メートル、今4メートル程度で十分という中で、これだと、津波よりも高潮のほうがというふうに、間違えられやすい。特に今回初めて出たやつなんで、ちょっとびっくりされる方もいらっしゃると思ったので、あえて今回質問をさせていただきました。

では、終わります。（発言する者あり）

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 安心と安全、安全は客観的な基準や保証ができる状態であるのに

対して、安心とは人々の主観的な感情や信頼の感覚である。この意味でも、行政の信用と信頼は不可欠である。どうか、住民の皆さんが安心して任せられる、信頼される町であるように切望して私の一般質問を終わります。

.....

○議長（是石 利彦君） 暫時休憩をいたします。再開は、11時10分。

午前11時02分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に再開いたします。

矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 4番、矢岡匡です。

本日は大きく3つの質問をさせていただきます。

1番、教育の関係で、まず、先週の中学校で行われた講演会がございました。その後、新聞記事のほうで、吉富町が推進するSDGsが掲げるジェンダー平等の実現を吉富町は推進していると紹介されました。このことと、なかなかSDGs、持続可能なという文言を吉富町、言葉は少ないんですが、ここで明らかにしていただいたことは、私には、すごく、ヒットしたというか、ありがたく感じました。

そして、表題の（発育）と書かせていただいております。この部分については、何だろうと思う人も多いかと思えます。聞いた話で、福沢諭吉が英語を和訳するとき、「education」かと思いますが、それを「発育」というふうに和訳したかったということを知り、なるほどなど、教育というのは、子供の発育が表裏一体というか、そういうことは大事だなど、そういうふうに私も思っていて、教育には発育、同時に進行するということは、私が思う教育の理念と申しますか、そういったふうに考えてきている次第でございます。

もう一つ、なぜ、これから質問したいかというところではありますが、なかなか教育長が新しく変わってからは、市議会なりで発言を聞く期間にも少のうございます。なかなか人となりというのが伝わりにくいんじゃないかと、今のところ伝わってないんじゃないかということもございました。私がときどきお話をさせていただいたり、うわさでは、各学校、こどもの森において、花を植えたとか、設置したとかいう話は聞きました。しかも、地域住民の方も参加していただき、コミュニティスクールがまきに行うようなことを教育長の熱意と情熱で、あっという間に行ってしまったというような話を聞いて、そういう方だろうというふうには思っております。おりますが、ぜひ、ここで、1番目の質問、教育長が変わって初の一般質問の機会です。そこで、教育長の教育において、思い描く方針や目当てなりをお聞きしたいと存じます。

○議長（是石 利彦君） 教育長。

○教育長（江崎 藏君） 教育の大切なことを整理する機会をいただきまして、ありがとうございます。

1つは、教育は愛であると思っております。教育において、いつの世であっても変わらないものは、子供の人間としての尊厳を最大限に認め、かけがえのないものとして、慈しむ愛であります。

2つは、美しいものを見て、心を動かす感性を育むことを大事にしています。子供たちの身近な空間を美しく整った環境にすることが子供の心を育てていくと考えております。そのためには、我々大人も汗をかき、整った環境をつくる必要があると考えます。子供は日々美しい環境の中で美しいと感じる心を柔らかくして感性を育んでいくものであります。この純粋なときに美しいと感じさせたり、正しいこと、正直なこととうそをつくことの判断、他人を優しくすることと意地悪することの善悪の判断をしっかり感じさせること。すなわち、真、善、美の感性を育むことが教育として極めて重要であると考えています。

教師の指導バイブルである学習指導要領にも、喜びや感動を持って植物を育てる。美しいものを美しいと感じることができるなどの感性やそれらを大切にすることを育てることが重要であると解説いたしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） よく分かりました。真、善、美とおっしゃったと思います。清く正しく美しくということだろうと思います。これは、哲学にも通ずるのではないかと思います。哲学をもって教育に取り組んでいるということがよく分かったと存じます。

新しく教育長が変わったということで、また、2問目の質問を入れていきたいと存じます。

戦後から、反日の丸を主張勢力が法的正当性に疑義を長い間唱えてまいりました。法が制定されるまでの間と考えていいかと思えます。現場では、国旗掲揚や国歌斉唱に反対する一部教職員らに対し、校長らは大変な苦勞を重ねていたわけで、広島県で校長が自殺する痛ましい事件は忘れることができません。そういった変遷を重ねてまいりました。

それから20年ほどたつわけですが、当時そういった一部の方々が年数を経て、今度は管理する側になったりしている例もあると聞いています。本町がそうだとは言っているわけではございませんが、そういったことを踏まえ、聞きたく思うわけで、私がこだわるといいますか、そのわけは、理由としては、前にもおっしゃったと思いますが、5年ほど前でしょうか、北朝鮮のミサイル防衛となるものが吉富中学校で行われました。もちろん自衛隊の方が主に警察関係の方も来てたわけですが、当時会場であった体育館において、国旗が半ずりになって、どんちょうといい

ますか、上の縁よりも上がっていて、3分の1ぐらいしか見えていない。こういった現状があつて、昨今、防災に関しても国家をかかえる方々といえますか、さっき言ったような自衛隊の方々とかが来るような機会も多くなっています。そういったところで、また、こういう悲しい思いをしたくないなというところの気持ちがございます、再び、この2つ目の質問をさせていただく次第です。

昨今の教育現場での国旗、国歌に対する指導についての認識を伺います。

○議長（是石 利彦君） 江崎教育長。

○教育長（江崎 藏君） 教育現場での国旗、国歌の指導についての質問でございます。改めて、私も日本の国のすばらしさをかみしめながら回答させていただきたいと思えます。

私は、3か年の海外生活の中で、我が国のすばらしさを外から体験し、日本という国を愛する気持ちを強く持っております。国旗、国歌については、平成11年8月に国旗及び国家に関する法律が施行され、学校教育における国旗、国歌に対する正しい認識が進められてきました。平成18年12月には、教育基本法が改正され、「我が国と郷土を愛する」文言が加えられました。学校における国旗、国歌の指導は、児童生徒に我が国の国旗、国歌の意義への理解、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗、国歌も同様に尊重する態度を育てるために、学習指導要領に基づき行われているものでありまして、今日の教育現場において、しっかり指導がなされてきて、定着しているものと認識をいたしております。

今回改訂の学習指導要領でも、引き続き小中学校社会科において指導することとしております。特別活動においては、入学式や卒業式などにおいては、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする、規定いたしております。さらに、小学校音楽において、国歌の指導に関する充実を図っております。道徳においても、日本人としての自覚を持って国を愛し、国歌及び社会の形成者として、その発展に努めることとし、国を愛する態度を育成することがしっかり盛り込まれております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 国旗、国歌については、先ほど教育長がおっしゃったように、平成11年制定、法が制定されました。その8月9日に成立した日、当時の総理大臣の談話が分かりやすく表しているんじゃないかというふうに感じます。

それが、少し読ませていただきますが、「国旗と国歌は、国民の間に定着することを通じ、国民のアイデンティティのあかしとして重要な役割を果たしているものと考えております。今回の法制化は、国旗と国歌に関し、国民の皆様方に新たに義務を課すものではありませんが、本法律の成立を契機として、国民の皆様方が、『日章旗』の歴史や『君が代』の由来、歌詞などについて

て、より理解を深めていただくことを願っております。また、法制化に伴い、学校教育においても国旗と国歌に対する正しい理解が促進されるものと考えております。我が国のみならず他国の国旗と国歌についても尊重する教育が適切に行われることを通じて、次代を担う子供たちが、国際社会で必要とされるマナーを身につけ、尊敬される日本人として成長することを期待いたしております」との話でした。

20数年、おおよそ20年たったわけですが、今も、このとおりの感覚なんだろうと私は捉えております。

国旗、日章旗について、少し、縦の比率なんです、日章の赤、赤といいますか、紅色が縦の幅の5分の3というふうに定められております。これも聞いた話なんです、諸外国では、日本国をやゆするときに日章を大きくわざとして、スポーツ観戦とかの場に使われております。いたりしたことがあります。そう聞けば、そういったところにも、こだわっていくのがいいのではないかと私は考えております。

次の3番目、コミュニティスクールの質問です。

私も2年前までは、委員として、関わらせていただいております。その中で、なかなか、地域とのつながりというのが発展できなくてということで、残念に思っていた次第でもあります。その後、2年たって、どこまで発展したのかなとかいう気持ちもありますが、聞いた話などでは、あまり変わってはないような状況というの聞いたような気もいたします。そこで、学校と地域の在り方、CS、学校運営協議会のことですね、の方向性についての見解を述べていただきたいと存じます。

○議長（是石 利彦君） 江崎教育長。

○教育長（江崎 藏君） 学校と地域の在り方、学校運営協議会についての質問であります、これからの学校は、地域ぐるみで子供たちを育む、地域と共にある学校へ転換していくことが求められます。子供たちの育ちを軸とした、今までの支援からパートナーとして協働していく関係が必要となります。地域住民が学校を核とした協働の取組に参画することは、高齢者を含む住民一人一人の活躍の場となり、地域の活力が生まれます。さらに、学校と地域が協働しての見守り活動や環境美化活動などは、安心して子供を育てられる環境となり、町の魅力につながっていくものと考えます。

吉富小学校では、平成29年度から学校運営協議会を発足して、子供の安全確保のための挨拶運動、学習支援としての読書や読み聞かせ、習字や調理、裁縫と数多くの授業で1日先生をしていただくなど、地域の方々に協力をいただいております。これからも学校運営協議会が推進役となり、学習支援や協働活動の部会が組織として地域に発信して、具体的に見える形で活動が広がっていくよう、皆さんの助言をいただきながら、力強く支援してまいりたいと思います。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 御返答ありがとうございました。

次の行政運営について伺います。

花畑町長であれば、「故きを温ねて新しきをつくる」、そういった政治を行ってくれるだろうと確信を抱き、そして、勤儉の政治、つまり、進取と儉約の政治、バランスの取れた政治を執り行うだろうと期待してスタートし、2年がたちました。そこで、行政運営について、この2年間の行政運営における成果なりを上げ、示していただけますでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 花畑町長が令和元年5月に就任され、約2年が経過しようとしておりますが、行政運営における成果といたしましては、今、この場で全てを御説明させていただくと時間が足りないような状況となりますので、一部を上げさせていただきたいと思えます。

まず、町の内政的な面でございます。役場内の連携強化と施策のスピード化を図るため、従来は月一度でありました管理職会議を毎週開催とし、町長からの事務事業についての指示や伝達事項、各課の情報交換や連携協議が活発に行われております。全ての課が情報を共有する、より充実した内容と思っているところです。

次に、令和2年4月の機構改革がございます。従来の縦割りの組織構成から、町民の目線を第一に、役場の在り方をゼロベースからしっかりと時間をかけ見直し、窓口のワンストップ化のための課の縛りや係の配置の見直し、また、町の総合的な政策立案と総合調整を図り、町民の方々が望む政策をスピーディーに具体化できる課の新設などを行い、併せて、課の配置や待合スペースの見直し、町民の方が来庁しやすく、スムーズな手続やゆっくりと相談がしやすい窓口体制を整えたところです。これらの取組により、先般の国よりの1人10万円の給付金におきましても、全課が速やかに協力、連携し、県下で最速かつ100%の給付が達成をできたところです。

そのほか、コロナ対策なども近隣に先駆けて、内容の濃い充実したスピーディーな施策の展開につながっているところです。

次に、町からの町民の方々への情報発信の面では、広報よしとみをはじめホームページや各種パンフレット、防災無線など、全てにわたり、これまで前例踏襲的な文面や文言が見受けられていましたが、一言一句に留意し、読まれる方、聞かれる方の立場に寄り添うものへと職員の意識を一新し作成しており、皆様から、様々な場面にて、町の広聴方法として大きな前進の評価をいただいているところです。

また、財政面では、返礼品を活用したふるさと納税を開始し、初年度である令和2年度では、

7月からの累計にて、都市圏からを中心に約1,300件、2,000万円ほどの御寄附を頂いております。今後もインターネット上の窓口であるポータルサイトの拡大を図るとともに、返礼品の充実を図り、何倍、何十倍に拡大を図りたいと考えています。

さらに、企業版ふるさと納税の取組も準備中であり、既に1,000万円ほどの内定をいただいているところです。今後も財源の拡充に向け、積極的に取り組んでまいります。

次に、議会との関係性につきましても、大きく改善が図られていると考えています。

議会事務局員を増員し、議会運営の充実に努めさせていただいているほか、より連携を図るため、情報の共有化や議会資料のさらなる充実に努め、議会の皆様へ御理解の周知や御意見をしっかりと聞きし、行政運営に努めています。

また、今年度当初には、コロナ禍での国の給付金申請書の郵送に当たっては、議員の皆様の御賛同をいただき、この議場にて、マスクの同封作業がテレビや新聞で大きく取り上げられ、町と議会の連携した取組が今年度県の町村会より吉富町が優良表彰の受賞に結びついたものと考えております。

続いて、近隣市町との連携の面におきましても、たくさんの事柄にわたり、相互に良好な連携を築いております。中津市を中心とした周防灘地域定住自立圏に参加をさせていただきました。これにより、町内を走るコミュニティバスの利用が可能となり、本町より、中津駅やゆめタウンはもとより、沿線のそれぞれの医療機関から中津市民病院まで、直通にて行けるようになりました。併せて、医療面では、小児救急医療体制の確保として、休日急患の診療が可能になるなど、高齢者から子供たちまで、多くの方々の利便性が拡大いたしましたところではあります。

その他の連携では、上毛町と本町のし尿処理経費の費用負担案件につきましても、上毛町と前向きな協議が行えたことにより、負担金の大きな削減が図られるなど、サービス面、財政面においても効果が見えてきておりますし、し尿処理については、より効率化を図るため、広域的な連携に向けての準備をしているところです。

ほかにも、先日御議決をいただきました令和3年度より北九州市を中心とした連携中枢都市圏にも参画を受け、現在、ホットラインにて、花畑町長と北橋北九州市長と話し合いを進めており、今後さらなる活性化が期待をされております。

さらには、職員試験のあり方を見直し、新卒、社会人経験を問わず、町が必要とする多様な人材の確保に努めた結果、採用試験の申込者は、今までにない100人を超える大幅増となっております。

ほかにも、コロナ禍での地域経済の回復を図るため、過去最大規模のプレミアム商品券の発行や笑顔あふれる町に向けての花火大会の実施、買い物困難者対策として、町内各所での移動販売の開始、デマンドタクシーの運行など、財政面では極めて厳しい状況下ではありますが、知恵を

出し、工夫をし、町民の幸せを第一に様々な施策に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） まさに、進取と儉約の政治だと感じております。

次に、ここで行政運営の確認をし、折り返しの2年へ向けて早急に取り組むべきことや課題はありますでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 取り組むべきことは山積みだと考えておりますが、先ほど来いろいろ質問の中でも御答弁させていただきましたが、まずは財政の確保が最重要課題であると考えておるところです。フォーユー会館や体育館をはじめ町営住宅や水道施設など多くの町が抱える施設が建築後30年を超える時期となり、次々と大規模な維持改修費が必要となってきました。併せて、近年建て替えを行った住宅などの起債の償還が始まるなど、維持管理に係る経費負担がピークを迎えている状況であり、なかなか将来を見据えた夢のある大規模な施策に取り組むことにちゅうちょしなければならない面が多々あるのが現状です。このようなことから、財源確保に向け、ふるさと納税の拡大はもちろん、定住化施策と併せて、町の遊休地の有効利用や企業誘致に向けての用地の確保、整備などが早急に取り組むべき課題と考えます。

また、同時進行にて、山国川のかわまちづくり事業や海に面した本町の宝物であり、眠った資源でもあった海岸をきれいに整地をし、水色のまちづくりとしての新しい取組も検討しているところ です。

今後も議員の皆様には御相談をすることが増えるかとは思いますが、御意見を伺いながら、町政運営をしっかりと進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 今後も勤儉の政治を私は密かに期待してまいります。

次に、3番目の防災の中でも浸水防止策、吉富町に置き換えると黒川の保水力と申しますか、そういったところ、あとは内水氾濫という文言を近年は豪雨によって出ていますね。そういったところの防止策、本町では、排水ポンプといいますか、あれが十分機能しているというのは存じております。そういった中ではございますが、一つの防止策として、田んぼダムというのを考えております。

簡単に田んぼダムとはどういうことかという、水田の排水口を小さくしたり、高さを上げたりすることで、集中的に雨が降った場合に水が急速に流れ出るのを抑え、減災に役立てる。水面を10センチ高くすれば、1ヘクタールで1,000立方メートルの貯水が可能になり、

25メートルプールの3面分に相当します。面積が増えれば、大きな効果が期待できます。せき板によるんですけど、かなり安価なという面もございまして、あと準備期間も短い。すぐ取り組めるという利点もあろうかと、あと、農業者の協力とかも、そういった問題もあるのはあるとは感じておりますが、そういったところが田んぼダムの概要かと。

そこで、本町は河川の下流域に位置し、水害を受ける可能性は決して低くはありません。前進自治体の新潟県などでは、2002年からの田んぼダムへの取組がなされ、また、甚大な水害を受けた球磨川流域では、令和3年度だと思いますが、せき板の変更設置による大規模な田んぼダム事業が計画されたりしています。国も現在の3倍にすべく、支援強化の様態であります。田んぼダム事業は、浸水被害の軽減に向けて、小さい町、吉富町ならではの施策ではと考えております。そこで、本町での田んぼダムの適合性への展望への見解はいかがでしょう。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 田んぼダムということですが、防災の観点から、未来まちづくり課にてお答えをさせていただきます。

今、矢岡議員から御質問いただきました田んぼダムにつきましては、まさに有効な取組だということで、既に今準備を進めているところでございまして、令和2年度に発足をいたしました山国川の近隣市町と福岡県、大分県の両県、そして、国土交通省によります山国川水系流域治水協議会という会が発足をして取組を行っておりますが、その中にて、今後の本町の取組としまして、この田んぼダムを取り上げさせていただいているところでございます。

この田んぼダムの機能につきましては、先ほど矢岡議員がおっしゃったとおり、そのとおりの内容でございまして、せき板を調整することにより、一時的に降った雨を田んぼに貯留することで、水路に流れ出る時間をずらすことによって、水路の越水を防ぐという、シンプルかつ有効な取組だと考えております。

吉富町は山国川と佐井川に挟まれ、豊前海の3メートルを超える干満の影響を受ける町です。町の内部に降る雨を洪水と満潮が重なったときに、いかに河川や海に排出するかが重要であり、そのために、先ほど御紹介をいただきました黒川の最下流部であります佐井川地区に大規模な排水機場、また、山国川沿いの低地に2か所、佐井川沿いの低地に2か所、合計4か所の調整ポンプにて、町内の雨水を強制排水を行っております。これらと併せて、この田んぼダムやため池を活用しての雨水流用調整が本町には非常に有益だと考えています。

現在でも、このような田んぼダムを活用されている地区や一部農家の方がいらっしゃいますが、町全体としての取組は行われておりません。今後、矢岡議員において御提案のありましたせき板等の支援策の検討と併せて、農家の方々の協力の下、この取組を広げていきたいと考えておるところです。今後、関係部署と連携をして、ぜひ、推進をしていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 適合がないという返答でなくてよかったなと感じております。

以上で、本日の質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 議員席9番、横川です。

まず、通告に従って質問いたします。

1、令和の新規事業の総括についてということで、私が令和から始まった新規事業について注目している事業についてお尋ねいたします。

まず、1番と2番は関連がありますので、各事業ごとに、1番、2番の答弁をいただけたらと思います。

まず、コミュニティバス運行事業ですが、これは、定住自立圏の中の共同事業の一つですけれども、まだ1年たってないんじゃないかと思いますが、年度末に一度検証し評価をしていると思いますので、そのまとめの中での経過報告並びに事業の成果と課題解決の取組について説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） お答えをいたします。

コミュニティバス、豊前・中津線につきましては、令和2年1月17日に定住自立圏形成協定の締結に伴いまして、令和2年4月1日から運行が開始をされました。これによりまして、住民から以前より要望の声が上がってございました吉富町から豊前市の各方面や中津市のゆめタウン、中津市民病院までの区間をバスで乗り継ぎなしで移動することが可能となりました。

コミュニティバスの利用状況であります。4月から2月までの利用者は、現在合計で、延べ6,685人となっております。月平均で言いますと600人ほどが利用されているようでございます。このうち、吉富町の4か所の停留所からの利用につきましては、バス事業者の聞き取りによりまして、月平均で50人ほどの利用となっているようでございます。また、65歳以上の方が利用できる市民病院まで割安になる高齢者割引チケットにつきましては、2月末で31冊の販売となっております。65歳以上の方の市民病院の通院などへの利用が多いようでございます。

以上が、今のコミュニティバスの現状でございます。

次に、事業の成果と課題解決への取組についてであります。

コミュニティバスの利用者につきましては、吉富町が加入する前年度と比較しますと、コロナウイルスによる外出の自粛の影響もあるとは思いますが、利用者が減少傾向となっております。

本町におきましては、4月1日より町内巡回バスのルート見直し、このダイヤの改正に際しましては、コミュニティバス及び築上東部乗合タクシーとの乗り継ぎを考慮した体制といたしております。

また、利用者の自宅から目的地まで送迎を行うデマンドタクシーにつきましても、現在、利用方法など住民の方へお知らせをいたしてはおりますが、このコミュニティバスの停留所を目的地に設定するなど、地域公共交通相互の連携を行い、利用者の利便性を考え、利用の向上を図ることとしております。

吉富町住民課といたしましても、中津市や豊前市との連携をさらに強化し、しっかりと心合せをしながら、よりよい地域公共交通行政に取り組んでまいりたいと思います。

どうぞ、議会の皆様方のアイデアも、今後、お聞かせ願えればと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） コミュニティバス運行事業について、もうちょっと深く聞きたかったんですけど、もう全て網羅して説明を受けたので、次に移ります。

次に、高齢者買い物困難者支援事業についての説明を求めます。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） お答えいたします。

令和元年10月から事業を開始した高齢者等買い物困難者支援事業は、令和元年度については、毎週木曜日10時半から12時半まで、吉富漁村センターで実施しました。

実績については、10月から3月までの6か月間で、利用人数延べ655人、総売上げが62万6,136円となっています。1日平均にいたしますと、利用人数26人、売上げが2万5,045円となります。令和2年度については、より多くの方に御利用いただくため、10月から、曜日はそのまま、10時30分から11時30分までを吉富漁村センター、11時40分から12時40分までを吉富漁業協同組合で実施いたしております。1月末までの実績が、利用人数延べ752人、総売上げ、89万7,771円となっており、1日平均にいたしますと、利用人数18人、売上げが2万1,896円となっております。

事業の成果と今後の取組についてでございます。

喜連島、高浜地区に関しては、利用者や販売業者の声を聞き、改善を図りながら実施をし、その事業実績から買い物困難者の解消に効果が得られたものと思っております。しかしながら、他の地区でも買い物に対する支援の要望があることは承知しております。このため、今年度については、幸子上地区及び別府地区において、お試しでの移動販売を実施いたします。

利用実績については、幸子上公民館で2回実施し、1日平均にしますと利用人数9人、売上げ

が8,934円、別府地区では別府団地の駐車場で2回実施し、1日平均で利用人数9人、売上げ5,574円でした。喜連島、高浜地区と比較して、利用人数、売上げも半分以下という結果でございました。

また、利用者にアンケート調査をいたしました。買物に困っていると回答した方は幸子上地区で5人、別府地区で2人という結果でありました。今後もお試し販売を行っていきたいと思っておりますが、移動販売はある程度の広さとある程度の利用人数が見込めなければ非効率となりますので、販売方法、販売場所について今後検討していかねばならないと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） この高齢者買い物困難者支援事業についてですが、10時半からの開催ということですが、うちの巡回バスとの時刻合わせとかいうのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 巡回バスの時刻合わせは考えておりません。買物が困難者の場所に行って販売をするということですので、巡回バスを利用される方は町内のスーパー等に行っていただければというふうに思っております。

以上です。

○議員（9番 横川 清一君） 分かりました。次に、給食費助成事業について説明を求めます。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） お答え申し上げます。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものとして、教育活動の一環により実施しているものであります。

本町では、子育て世代の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備を目的に、一昨年10月から吉富小学校に在籍する児童及び町内に住所を有する児童の保護者に対し、給食費3分の1の助成を行っております。

今年度では、対象児童331名に対して497万4,250円の見込みでございます。小学校給食費は、1食当たり250円で、月額4,500円のところ3分の1を助成することで月額3,000円の負担となり、年間の負担では約4万9,500円から約3万3,000円となり、6年間では約10万円が各家庭における子育て費用の負担軽減につながるものとそう考えております。

次に、事業の成果と課題解決への取組についてでございます。

子育て世代の経済的負担を少しでも軽減し、子育て支援に全力で取り組むまちの魅力をはっき

りとお示しし、主要な政策の1つとして、まち独自に給食費助成事業を行っており、現状では特段の課題もなく運用しております。

事業の成果としては、子育て世代の方々に対して特別な思いが当町にあり、経済的な面での負担を少しでも軽減したいとのことから始めた事業でございます。その後は、新型コロナウイルス感染症の発生から、様々な面においても負担や制限が課せられている状況を見ますと、先行して行ったまち独自の経済支援策としても非常に大きな成果があったものと自負しております。

また、財政上も大変厳しい状況でございますが、コロナに負けず元気に頑張る子育て奮闘中の御家庭に、明るい話題と笑顔をお届けしたく、給食費2分の1の助成へと拡充し、安心して子育てができる暮らしの環境づくりに連携させたいと考えております。

今日でも、経済的な理由により生じる子供の食生活の格差も少なからずあり、学校給食はその格差を縮小する役割もでございます。給食費助成は、全ての子供のセーフティーネットを確保する費用であり、子育てを社会全体で支えていくという点でも、町長が推進する「思いやりのあるまちづくり」実現のための積極的な意義ある施策であり、担当課としても全力で取り組んでまいりたいと考えます。

以上であります。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 町長にお尋ねします。この給食費の助成事業は、町長の肝いりでしたけれど、財政状況が許せば全額補助というような考え方も持っていたらっしゃるのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） 本来は、子供たちが食べる給食につきましては、補助するという点に関しては、あまり私は賛成ではありませんでした。しかし、時代の変化といいますか、現場に行ったときに、現場の声をお聞きしたときに、少しでも給食費の補助があると助かりますという子育て中の御家庭の方たちの御意見を聞いた中でのことです。ただ、全額負担というのはまだまだ少し遠いように考えているのが現状です。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 続けていいですか。では、2問目の質問に移ります。報酬等に関わる条例の改正についてをお尋ねいたします。

これは、職員さんの給料等を除いた部分でお尋ねいたします。

まず、2年前の議会で、常勤の特別職の給料について改正案が出されましたが、諸事情があって取り下げられました。そのときに、議会のほうから、今度改正案を出されるならば、議員の報酬、また非常勤の特別職の報酬も合わせて議論させていただきたいと要望いたしました。このこ

とを踏まえて質問いたします。

まず、条例改正までのプロセスを説明していただきたいと思います。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

まず、議員の報酬の額、町長、副町長及び教育長の給料の額につきましては、議員は議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例、町長、副町長、教育長については、常勤の特別職の職員の給与等に関する条例において定められております。

それぞれの報酬、給料を見直すとなりますと、この条例改正が必要となるわけですが、この条例改正までのプロセスというところで、その場合は吉富町特別職報酬等審議会規則の規定によりまして条例、改正条例案を議会に上程するときは、あらかじめこの特別職報酬等審議会の意見を聞くものとされているところでございます。ですから、条例改正をする場合は、審議会の意見を聞いて、その後改正条例案を議会に上程することとなります。非常勤のその他の特別職につきましては、この審議会での意見を聞くという規定はございませんので、執行部の中で検討をしまして改正条例案を上程するというプロセスになります。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） この見直しについて、非常勤の特別職の報酬については、時折改正案が出されてありましたが、全体的な見直しについては、まだ大分時間が経っております。それで、この3つを含めたところでの報酬の改正についての、現在での、一般論としての見解をお尋ねいたします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 前給料報酬担当課長の立場から答弁をさせていただきます。

現在の町長等常勤の特別職給料については、前町長が選挙公約に基づき条例で20%の減額をした経緯から、前町長の4年間の任期の都度、選挙の前に条例を減額前の給料に戻すべきであったと思います。前町長の3期目の任期満了の際、給料の担当課長であった私が事務方としてその改正を怠ったことについて、誠に申し訳なく思っております。

その後、現町長が就任し、全ての事務事業を見直す中で、町長等特別職の給料について、特別職報酬審議会から職責にあった給料月額に戻すべきであると意見がなされ、条例改正案を議会に上程をいたしました。条例案の撤回をせざるを得なかったことについては当時の担当課長として今でも残念に思っているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 今、前任の担当課長であります守口からも答弁をさせていただきましたので、まずは、常勤の特別職の給与についてお答えをさせていただきます。

今、実際の答弁ありましたように、現状に至っている経緯を考えますと、見直しは必要であるというふうに考えております。また、特別職の給与は、一般職の職員のものとは違わせて基準となるものはございませんが、一般職の職員がその職務と職責に応ずるものでなければならないとされていることから鑑みましても、町長はじめ特別職の給与も、先ほど守口課長も言ったように、その就いている職責に応じて支払われるべきであると考えております。

町長の職が、住民の生命、財産を守るまちの最高責任者であることを考えますと、その職責は非常に重いものであり、その職責に応じた給与を定めるというのが一般的な考え方ではないかと考えます。

このように考えていきますと、十数年前に妥当であると定められていた金額から、現在20%減額されているというのが現在の給料月額ではございますが、これについては見直しは必要だというふうに考えます。

続きまして、今回のこの質問の中で、議会の議員あるいは教育委員などのその他の非常勤の特別職の報酬についての質問もございましたので、それについてお答えをさせていただきます。

そちらの方々、議会の議員の報酬あるいは非常勤の特別職の方の報酬、そして本年度から委託という形には変わってはおりますが、自治会長さんたちの委託料も十年以上、横川議員さんおっしゃるような基本的な見直しは行っておりませんので、この部分につきましてもしっかりと検討はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） では、3番目の質問に移ります。見直しの時期とその条件についてお尋ねしますが、見直しの時期というのは、一例として2年後の統一地方選の前後、あるいは6年後の統一地方選の前後とかがちょうど適当な時期じゃないかと思いますが、これもコロナが落ち着かないとどうしようもないところがございます。また、見直しになる要因としては、その時々々の社会情勢、あるいはそのときの組長の施政方針、まちの財政状況、近隣自治体とのバランスなど幾つもの要因がありますが、執行部ではどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 御質問が、まず見直しの時期とその条件についてということでございましたので、その件についてお答えをさせていただきます。

まず見直しの時期と条件についてですが、非常に難しい御質問で、今横川議員さんがおっしゃったようにいろいろな社会情勢等々の状況もございますので、お答えになるか分かりませんけれ

ども、先ほども守口課長のほうが答弁したように、前任の町長の任期の終わりの時点で、本来であればまず20%減額したものは元に戻すべきであったと思うというのが一つ、ただ現状としましては、この2年たった今でも20%減額されたままということでございます。

この間、先ほど横川議員もおっしゃいましたが、令和元年度に改正条例を上程しましたが、議長、副議長との意見交換の中での意見を踏まえまして、撤回したわけですが、そのときの理由でも述べさせていただきました。近隣市町村の状況も勘案し、給料月額を含め吉富町特別職報酬審議会の意見を聞いた上で、改めて議案を提出させていただきたいという考えは変わってはおきませんので、今後近隣の自治体や他地域の吉富町と同規模程度の自治体の町長の給料を参考にし、金額を算出しまして、審議会の意見を聞いて改正条例案を、今後早い時期に上程をさせていただきたいというふうに思っております。

町長につきましては、この1年、令和元年の6月には想像もしていなかった新型コロナウイルス感染症の拡大という今までに経験のない世界的規模の、あるいは社会課題での対応に迫られながらも、一方では、さらなる安心で住みやすい地域づくりの歩みを止めることなく、私達全職員の先頭に立って一緒に汗をかいてこられた1年であったのではないかと、私個人としても解釈しているところです。まだまだ、この新型コロナウイルス感染症の解決には至っておりませんが、担当課としましても、見直し協議については必要だと町長への提案をしたところですが、今は住民の生活を守ることが最優先だとの指示を受け、コロナ対応を最優先課題として取り組んできたところでございます。

いつであれば、議員さんのいうところの上限が整うのかというのは非常に難しいところではございますが、この課題をいつまでも残したままにすることは、将来に向けて決して好ましいことではないというふうに思っておりますので、現町長の残された任期の中で、審議会の方々の御意見を聞いて結論を出すことが最善であるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 確かに、見直しの時期とその条件については難しいと思います。特に、議員の報酬については議員の定数とかいろんなことが絡んできますので、いつの時期とか一緒にとかなかなか難しいと思いますが、これもどうしても乗り越えなければならない問題だと思っておりますので、あるところで、また議員と執行部で少し話を詰めていただければと思います。

これで、私の質問は終わります。

○議長（是石 利彦君） 町長、発言あります。

○町長（花畑 明君） 答弁というような思いではないんですけども、今日の4名の議員さん

の御質問等が全てを終わらせたところで、私たちに求められているのは結果だと思っています。今日今、いろんな御質問いただきました。思いは私も同じです。町民代表の皆さんの声を真摯に受け止めて、一緒に今後も頑張っていければと思っています。町民の要望は時代の変化や進化とともに、本当様々に変わってきています。私たちもそれに則した筋肉質な役場風土を構築していかなければいけないと思います。頼りになる職員、これに尽きるんじゃないかなとも考えますので、今心の中にあるんですけど、この問題解決先進のまちとして、今後も町民のために、町民の目となり、耳となり、頑張っていければいいなというふうに考えます。答弁には程遠いんですけども、この思いを共有していただいて、これからも頑張っていければいいなと考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（是石 利彦君） これにて一般質問を終わります。

○議長（是石 利彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後0時16分散会
